

新車を買うなら！契約前に工業会事務局へお知らせ下さい！

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経営支援について

① 三条市が行う支援策(県制度融資に対する信用保証料補助)

三条市では、新潟県が令和2年2月28日から取扱を開始した「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」の融資実行に対して、その信用保証料の一部を補助します。

【補助内容】

	内容
補助対象者	新潟県制度融資である「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」を利用する三条市内の中小企業、個人事業主等の事業者 【県制度融資概要】 1 制度名 新型コロナウイルス感染症対策融資 2 資金用途 運転資金 3 融資限度額 3,000万円 ※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)の新設別枠の融資です 4 融資期間 7年以内(うち据置期間2年以内) 5 融資利率 融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55% 6 信用保証 新潟県信用保証協会の保証制度を利用 7 取扱期間 令和2年2月28日から令和3年3月31日まで
信用保証料補助	【融資申込上限額】 <u>1,000万円</u> 【信用保証料補助率】 <u>75%</u> ※融資申込金額が1,000万円を超える融資は、補助対象外となります。
取扱期間	<u>令和2年2月28日から令和3年3月31日まで</u> ※県での制度融資取扱期間の変更に伴って、変更となる場合があります。

② 国が行う支援策(セーフティネット保証4号認定、5号認定)

今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、セーフティネット保証4号(保証協会100%保証)と5号(保証協会80%保証)の取扱いが決定され、三条市にて認定申請受付を行いますので、商工課までお問い合わせください。

※企業向け支援状況を含めた各種情報を、三条市ホームページの「新型コロナウイルス関連」に掲載しております。随時更新しておりますので、ご覧ください。

○お問合せ先 三条市経済部商工課 (☎0256-34-5611)